

労災保険料引き下げ 平均 0.44% 令和6年4月から

厚生労働省は、労働政策審議会の部会を開き、労災保険料率を全業種の平均で0.01ポイント引き下げ、0.44%とすることを決めました。重大な労災事故が減少傾向となっており、給付も減っていることを踏まえたもので、今年4月から適用します。

労災保険料率は業種別に設定されており、3年ごとに見直しています。料率を変更するのは6年ぶりとなります。保険料は全額、企業が支払っており、今回の引き下げにより、企業全体では年間116億円負担が減ることになります。

障害者の雇用が義務づけされている企業で働く障害者が過去最多に

法律で障害者の雇用が義務づけられている企業で働く障害者の人数は全国で64万人余りとなり、過去最多となったことが厚生労働省のまとめでわかりました。一方で定められた雇用率を達成している企業は半数にとどまっています。厚生労働省は従業員43.5人以上の民間企業に対して、従業員に占める障害者の割合を2.3%以上にすることを法律で義務づけています。令和5年6月に対象となる全国の10万社余りに雇用状況を調査したところ、働く障害者の数は全国で64万2178人と去年の同じ時期と比べて2万8220人、率にして4.6%増加し、20年連続で過去最多を更新しました。

全フリーランス向け労災保険制度 料率は0.3% 厚労省案

厚生労働省は、業務委託を受けるフリーランスがどの業種でも労災保険に加入できるようにする方針案を示しました。保険料率は0.3%にします。個人負担で月に数百円～数千円の保険料を支払えば、就労中にケガなどをしたときに労災給付を受けられるようになります。2024年秋までの施行を目指します。

フリーランスは企業などに属さず個人で仕事を請け負って働く人を指し、今の制度では労災保険に入れる業種を一部に絞っており、フリーランスの加入者は70万人ほどにとどまります。今回の改正で、事業者などから委託を受けていれば労災保険に入れるようになるため、加入者が大きく広がる可能性があります。

求人倍率9カ月連続で前年減 旧藤丸の反動 帯広公共職業安定所

帯広公共職業安定所は、十勝管内の10月の雇用情勢を発表し、求職者1人に対する求人の数を示す有効求人倍率は1.06倍で、9カ月連続で前年同月を下回ったものの、全道の1.02倍は上回りました。

前年同時期は旧藤丸の従業員向けの大口求人が出ていたため、大幅減となっています。新規求人が前年同月を下回るのは8カ月連続となります。産業別の新規求人では、医療・福祉が679人(20.8%増)と5カ月ぶりに増えたほか、卸売業・小売業の307人(3.4%増)もスーパーマーケットからの求人を反映して6カ月ぶりに増加しています。



- はるにれ樹氷と朝焼け（豊頃町） -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 2024 年問題 】

「2024 年問題」とは、2024 年 4 月の働き方改革関連法施行により、トラック運送業界に発生する諸問題のことを指します。新たな働き方改革関連法によりドライバーを対象とした時間外労働の上限が年 960 時間となることで、具体的には「運送会社の利益減少」「ドライバーの収入減少」「荷主が支払う賃料の高騰」などが想定されています。

トラックドライバーの多くは現在より労働時間が短縮されますが、これにより運送業界全体でドライバー不足がさらに深刻化し、また時間外労働によって得ていた収入が下がることで、ドライバーにも大きなダメージとなる可能性があります。

事務所より

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。昨年は発生時から 3 年以上にも及んだ新型コロナウイルスの感染拡大が収束へ向かい、元の生活に戻ってきたことを感じられる 1 年でした。その一方で国内では年明け早々から災害や事故が続き、不安な 1 年の幕開けにもなりました。まずは日々の生活を大事にしつつ、健康第一に過ごしていきたいものですね。

運送業界では 2024 年問題への対応が大きな話題となっています。この問題は労働時間の上限規制適用に伴う運送会社に関連する諸問題とはなりますが、拍車をかけているのが運転手不足です。運送業界に限らず、人手不足問題はコロナ禍がやや落ち着いた頃からコロナ禍以前にもまして、企業にとって大きな課題となっており、昨年から大きなテーマとなっている賃上げについても物価上昇に対応するためといった理由とともに、人材確保の意味合いから賃上げをする会社も非常に多くなっています。賃上げのための原資確保と人手不足に対応するための人材確保を両立させていくことは難しいことではありますが、ポイントとなるのは社内教育の促進による社員レベルの向上と業務の効率化になるかと思えます。業務の効率化については各業界において AI や業務のデジタル化を推進する動きが活発化しておりますので、こうしたシステムを積極的に取り入れ、今いる人員や人手不足であっても対応できる体制を構築していくことが今後ますます重要になってくるかと思えます。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

十勝では冬季間、凍結路面における転倒による労災事故が多発する傾向があります。会社敷地内等で転倒しやすい路面状況がありましたら、早めの対策が必要となります。また、同様の理由で交通事故による業務中の事故や通勤災害等も起きやすい状況となりますので、こちらについても社内において安全運転への注意喚起等の対応が重要となります。

